北海道ＧＸ推進税制
ガイドライン

第 1.03 版
令和 8 年 10 月
北海道

目次

はじめに 1
第1章 北海道GX推進税制の概要 3
1 対象事業者等について 3
（1） 対象事業者、税目、期間 3
（2） 対象となるGX事業 6
（3） 対象となる金融事業 12
2 特定事業計画認定申請に当たっての留意事項 16
（1） 設備投資又は不動産の取得の考え方（GX事業） 16
（2） 労務に関する事項の考え方 16
（3） 事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の考え方 17
（4） 自然環境及び生活環境との調和に関する事項の考え方 18
（5） 関係法令への適合について 20
（6） 計画の公表について 21
（7） 検査について 21
3 課税免除 22
（1） 事業開始等届出 22
（2） 事業報告 22
（3） 課税免除の要件 22
（4） 認定割合の算定 24
（5） 課税免除の決定・通知 25

第2章 手続き関係 26
1 特定事業計画認定申請書の作成・申請について 26
（1） 手続きの流れ 26
（2） 基準日 27
（3） 必要書類の作成・提出について 28
2 計画認定申請様式記載例 34

【資料】
別添1 申請書類チェックリスト
別添2 道税条例第41条第1項に係る期限一覧
別添3 道税の課税免除・不均一課税の概要

【ガイドライン様式】

はじめに

令和６年６月に、国が北海道と札幌市を「ＧＸ金融・資産運用特区」の対象地域として決定したことを契機に、地域における自然環境及び生活環境との調和の下に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する産業及び金融機能の強化集積並びに当該産業の供給網の構築を図り、もって北海道経済の活性化に資することを目的として、「北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例」及び「北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例施行規則」を制定し、令和７年４月１日から施行いたしました。

このガイドラインは、前述の規則の規定に基づき、特定事業計画の認定及び課税免除等の実施に関し必要な事項等を定めているほか、制度の概要と要件等の解説、申請に関する手続き等の留意点についてご紹介しておりますので、制度の活用をご検討の事業者の皆様は、条例、規則及び本ガイドラインをご理解の上、関係法令も踏まえて、事業をご検討いただくようお願いします。

お問合せ先について

本ガイドラインは、道内においてＧＸ事業又は札幌市において金融事業を新たに営み、道税の軽減を受けようとする方を対象としています。

札幌市内においては、札幌市税の軽減を受けることができる場合がありますが、市税の課税免除を受けるためには、札幌市への手続きが必要です。

〇本制度に関するお問合せ先

【北海道】

北海道経済部ＧＸ推進局ＧＸ推進課 ＧＸ 特区推進担当

電話 011-206-9094

web：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/205750.html

e-mail：gx.suishin@pref.hokkaido.lg.jp

【札幌市】

札幌市経済観光局経済戦略推進部ＧＸ推進室国内金融誘致担当課

電話 011-211-2422

Web https://www.city.sapporo.jp/business/keizai/gx/zeiseiyuuguu/gxsuishinzeisei.html

e-mail：gx-project@city.sapporo.jp

道内でGX事業を営むにあたって

道では、国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルや広大な大地から生じる個性豊かな魅力を活かしながら、新技術やイノベーションを生み出す環境を整備することで、日本の再生可能エネルギー供給拠点及び利活用拠点を形成するとともに、世界中から資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターの実現を図ることとしています。

一方で、近年、再生可能エネルギー発電設備の設置、発電事業において、事業者と地域住民との間で環境保全などに関する課題が生じています。

本道の豊かな自然環境は、道民の皆様のいのちや暮らしを支える基盤であり、この恵みを将来に渡って引き継いでいくことが重要です。再生可能エネルギー関連事業をはじめとしたGX事業の実施に当たっては、地域の皆様のご理解のもと、自然環境や生活環境に十分配慮するようお願いします。

本制度を活用しGX事業を営む皆様には、関係法令及び国や道、市町村が定めるガイドライン等を遵守し、地域の皆様と十分なコミュニケーションを図りながら、事業を実施していただくようお願いします。

また、地域との共生等に関して、北海道知事からメッセージを発出していますので、その内容を十分ご理解ください。

[北海道 HP]地域との共生に関する知事からのメッセージ
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/240704.html
[北海道 HP]データセンター立地に関する道の考え方
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/270017.html

―凡例―

・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行、脱炭素成長型経済構造移行	GX
・北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例（令和６年北海道条例第84号）	条例
・北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例施行規則（令和７年北海道規則第２８号）	規則
・北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）	温対条例
・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号）	水素社会推進法
・金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）	金商法
・官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）	官民ﾃﾞｰﾀ法
・北海道税条例（昭和２５年北海道条例第５６号）	道税条例

第1章　北海道ＧＸ推進税制の概要

本制度は、事業者の皆様から特定事業計画の認定申請をいただき、知事がその計画を認定した場合に限り、事業の実績に応じて道税である**「法人道民税（均等割除く。以下同じ）」**、**「法人事業税」**、**「不動産取得税」**、**「道固定資産税」**（※対象となる税目は、要件等によって異なります）の課税免除を実施するものです。

この章では、制度の概要を説明します。

1　対象事業者等について

（1）　対象事業者、税目、期間

取り組む事業が「ＧＸ事業」又は「金融事業」であるかによって、要件が異なります。

○ＧＸ事業（道税）

事業者の具体的な範囲・条件	対象税目	課税免除 期間・割合
道内で新たにＧＸ事業を営む事業者 ➢道内で新産業・新業種に参入する事業者（※1） ➢道外から道内に進出する事業者 ➢道内で創業する事業者 ➢道内のスタートアップ事業者（※2）	法人道民税 （※均等割除く） 法人事業税 工場や事務所等の設備投資を行う場合は、不動産取得税と道固定資産税も対象	最大 10年間 （1～5年目 最大全額免除、 6～10年目 最大1/2免除）
道内で既にＧＸ事業を営む事業者 ➢道内で工場や事務所等の設備投資を行う事業者	不動産取得税 道固定資産税	※不動産取得税は取得時最大全額免除

【参考】ＧＸ事業（札幌市税）

事業者の具体的な範囲・条件	対象税目	課税免除 期間・割合
札幌市内で新たにＧＸ事業を営む事業者 ➢札幌市内で新産業・新業種に参入する事業者（※1） ➢道外から札幌市内に進出する事業者 ➢札幌市内で創業する事業者 ➢札幌市内のスタートアップ事業者（※2）	法人市民税 （※均等割除く） 事業所税 （工場や事務所等の設備投資を行う場合は、都市計画税と固定資産税も対象）	最大 10年間 （1～5年目 最大全額免除、 6～10年目 最大1/2免除）
札幌市内で既にＧＸ事業を営む事業者 ➢札幌市内で工場や事務所等の設備投資を行う事業者	都市計画税 固定資産税	

○金融事業

事業者の具体的な範囲・条件	対象税目	課税免除 期間・割合
札幌市内で新たに金融事業を営む事業者 ➢札幌市内で創業する事業者 ➢札幌市内で新事業として参入する事業者 ➢道外から札幌市内に進出する事業者 ➢札幌市内のスタートアップ事業者（※2） ➢フィンテック事業者	法人道民税 （※均等割除く） 法人事業税 〔【参考】札幌市税 法人市民税 （※均等割除く） 事業所税〕	最大 10年間 〔最大 全額免除〕

※1「新産業・新業種に参入する事業者」とは、次のいずれかに該当する事業者です。

①6P で解説する9つの産業のうち、新たな産業に参入する事業者。

例）既に水素関連産業の生産用機械器具製造業を営んでおり、新たに蓄電池関連産業の生産用機械器具製造業に参入する事業者。

②7P 以降で解説する9つの産業ごとの業種のうち、同一の産業の新たな業種（日本標準産業分類の中分類が異なる業種）に参入する事業者。

例）既に水素関連産業の「化学工業」に参入しており、新たに水素関連産業の「その他小売業」に参入する。

③道内事業者が新たに 6P で解説する9つの産業に参入する場合。

例）食品製造業に取り組んでおり、新たに水素関連産業に参入する場合。

※2「スタートアップ事業者」とは、条例第6条第1項に規定する「認定革新的特定事業者」を指し、先進的な技術や革新的なアイデア等をもとに短期間の事業化を目指すものと認められる法人として、条例施行後（令和7年4月1日以後）に創業した法人であって、創業から5年を経過していないものを対象とします。

具体的には、これまでに無いユニークなテクノロジーや製品、サービス、ビジネスモデルをもち、事業成長のための投資を行い、短期間での急速な事業成長・拡大に取り組んでおり、これまでの生活や社会、経済モデルなどを覆す革新的なイノベーションをもたらし、経済成長のけん引役となることが期待される法人を想定しており、最終的には有識者から意見を伺って適否を判断いたします。詳しくはご相談ください。

【注意事項（GX事業・金融事業共通）】

- 本税制を活用するためには、事業に着手する前に、北海道へ特定事業計画の認定申請を行い、認定を受けることが必要です。
- 本税制では、連名の申請を許容していません。
- 既に本税制により課税免除の適用を受けた資産を活用し、新たに本税制の対象となった事業者は、当該資産等を業務の用に供して課税免除を受けた期間を除いた期間に限り、法人道民税、法人事業税の課税免除を受けることができます。詳しくはお問合せください。

○制度期間と優遇期間

国の「ＧＸ実現に向けた基本方針」は、２０３２年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、課税免除の特例制度の実施期間を２０３２年度まで※としております。

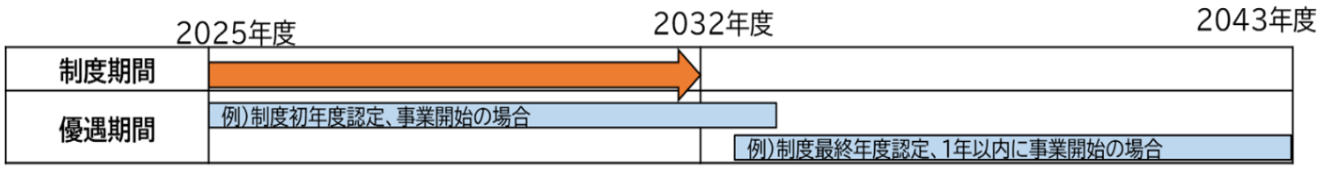

※制度最終年度の２０３２年度までに申請した場合で、認定後１年以内に事業を開始した場合は、最大で２０４３年度までの課税免除の特例を受けることが可能となります。

○他の条例による課税免除等の調整

本税制では、既存の税制優遇の制度を最大限に活用し、カバーされない分を措置します。

対象の制度は、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和 60 年北海道条例第７号）に規定されている次の法律に基づくものに限ります（詳細は別添３「道税の課税免除・不均一課税の概要」をご覧ください。）。

・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
・ 離島振興法
・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）
・ 半島振興法
・ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
・ 地域再生法

（2） 対象となるGX事業

GX事業は、道内において北海道の再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業であって、国が「GX実現に向けた基本方針」で示した22分野（国際競争力向上に資するGX事業）のうち、チーム札幌・北海道で取り組む「8つのGXプロジェクト」の分野と温対条例に定める「再生可能エネルギー」分野の関連産業を対象とします。

① 洋上風力関連産業
② 合成燃料関連産業
③ 水素関連産業
④ 蓄電池関連産業
⑤ 次世代半導体関連産業
⑥ データセンター関連産業
⑦ 海底直流送電関連産業
⑧ 電気又は水素運搬船関連産業
⑨ 再生可能エネルギー関連産業

次のページ以降で解説する、対象産業、対象業種であって、以下のサプライチェーンの範囲に該当する事業が対象です。

事業区分	事業内容
研究開発	社会実装のための新たな技術開発を行うもの
製品開発	一定の技術開発がなされているものについて、製品化や実装化を図るもの、又は製品化・実装化されているものを改良するもの
製品の製造（生産）	対象産業に関連する製品の製造（生産）をするもの
役務の提供	エネルギーの供給等を行うもの
その他	これらの事業に必要な「施設若しくは設備の整備、保守若しくは運営」又は「人材の育成」に関するもの

※上記に該当するか否かは、「外部の専門的知識を有する者」の意見を踏まえて判断します。

【注意事項】
- GX事業を複数の市町村の区域内（隣接する市町村の区域内に限る。）で実施する場合にあっては、当該複数の市町村の区域内のうちいずれかの市町村の区域内に事務所等が設置される必要があります。
- 国や国の関係機関が主導して、商業化を前提に取り組む事業の環境整備、取得した土地や家屋等を事業者が譲り受ける場合、本税制の対象とならない場合があります。国や国の関係機関の関与の内容などを踏まえ、個別に内容を協議し、「外部の専門的知識を有する者」の意見等を踏まえて判断させていただきますので、事前にご相談ください。
- サプライチェーンに関連した工事のみや、営業のみの事業は対象となりません。

○対象となるGX事業の産業別詳細

９つの対象産業ごとに対象業種（日本標準産業分類の中分類）とサプライチェーンの範囲を定めています。申請事業が本税制の対象となるか否かは、事前相談等を通じて条例及び規則で定める趣旨や要件に合致しているかを確認し、判断します。

①洋上風力関連産業

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>電気業</td><td rowspan="2">製品の開発</td><td rowspan="2">製品の製造</td></tr>
<tr><td>プラスチック製品製造業</td></tr>
<tr><td>はん用機械器具製造業</td><td rowspan="2">エネルギーの供給</td><td rowspan="2">保守・運営
人材の育成</td></tr>
<tr><td>生産用機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td><td colspan="2" rowspan="6">海洋上の風力を活用した送発電事業、送発電設備の部材の製造、O＆M、トレーニングセンターに関する事業など</td></tr>
<tr><td>電気機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>輸送用機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>技術サービス業</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
<tr><td>その他の教育・学習支援業</td></tr>
</table>

・「洋上風力関連産業」とは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第２条第２項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いた発電に関連する産業を指します。

・「その他の教育、学習支援業」については、洋上風力発電に係る発電事業又は当該発電事業に係る建設事業若しくは機械修理業に従事するために必要なGWOが定める訓練を行うものに限ります。

（参考）「GWO」とは、Global Wind Organisation の略称。風力タービンメーカーやオペレーターが安全な労働環境を実現するために設立された国際的な非営利団体であり、風力産業における安全訓練の国際標準の策定等を行っています。洋上風力発電設備の建設や維持管理に携わる作業員は、GWOが定める訓練を受け、修了証（有効期限２年）を保有している必要があります。

②合成燃料関連産業

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>化学工業</td><td>研究開発</td><td>製品の開発</td></tr>
<tr><td>はん用機械器具製造業</td><td>製品の製造</td><td>エネルギーの供給</td></tr>
<tr><td>輸送用機械器具製造業</td><td colspan="2" rowspan="4">水素と二酸化炭素を合成して作られる燃料（ＳＡＦ、合成メタン等）の製造、生産設備の製造、燃料の供給に関する事業やＯ＆Ｍなど</td></tr>
<tr><td>その他の小売業</td></tr>
<tr><td>技術サービス業</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
</table>

・「合成燃料関連産業」とは、水素社会推進法施行規則第３条第３項に規定する合

成燃料（以下「合成燃料」という。）の活用に関連する産業を指します。

③水素関連産業

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>ガス業</td><td rowspan="2">研究開発</td><td rowspan="2">製品の開発</td></tr>
<tr><td>化学工業</td></tr>
<tr><td>生産用機械器具製造業</td><td rowspan="2">製品の製造</td><td rowspan="2">エネルギーの供給</td></tr>
<tr><td>電気機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>その他の小売業</td><td colspan="2" rowspan="4">水素等の製造、生産設備の製造、燃料の供給（導管による供給、水素ステーション等）に関する事業や Ｏ＆Ｍ など</td></tr>
<tr><td>技術サービス業</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
<tr><td>その他の事業サービス業</td></tr>
</table>

・「水素関連産業」とは、水素等（水素社会推進法第２条第１項に規定する水素等のうち合成燃料を除いたものをいう。）の活用に関連する産業を指します。
・水電解法、水蒸気改質法等複数の手法があるが、いずれの手法を用いても対象とします。

④蓄電池関連産業

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>電気業</td><td rowspan="2">製品の開発</td><td rowspan="2">製品の製造</td></tr>
<tr><td>化学工業</td></tr>
<tr><td>非鉄金属製造業</td><td rowspan="2">エネルギーの供給</td><td rowspan="2">保守・運営</td></tr>
<tr><td>はん用機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>生産用機械器具製造業</td><td colspan="2" rowspan="5">蓄電池を活用した送発電事業、部材の製造、生産設備の製造に関する事業やＯ＆Ｍなど</td></tr>
<tr><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td></tr>
<tr><td>電気機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>技術サービス業</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
</table>

・「蓄電池関連産業」とは、蓄電池の活用に関連する産業を指します。
・非ＧＸ事業の非常用電源のように再エネの利用促進に直接関係しない事業の用に供されるものは対象としません。

⑤次世代半導体関連産業

<table>
<tr><th>対　象　業　種</th><th colspan="2">サプライチェーンの範囲</th></tr>
<tr><td>化学工業</td><td rowspan="2">研究開発</td><td rowspan="2">製品の開発</td></tr>
<tr><td>窯業・土石製品製造業</td></tr>
<tr><td>生産用機械器具製造業</td><td rowspan="2">製品の製造</td><td rowspan="2">保守・運営</td></tr>
<tr><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td></tr>
<tr><td>電気機械器具製造業</td><td colspan="2" rowspan="4">次世代半導体の製造、部材の製造、生産設備の製造、その他生産設備の精度管理や回路設計などに関する事業やＯ＆Ｍなど</td></tr>
<tr><td>情報通信機械器具製造業</td></tr>
<tr><td>技術サービス業</td></tr>
<tr><td>機械等修理業</td></tr>
</table>

・「次世代半導体関連産業」とは、これから生産されることが想定される微細化など先端的な技術水準に達する半導体の製造に関連する産業を指します。

⑥データセンター関連産業

対　象　業　種	サプライチェーンの範囲	
通信業	通信	保守・運営
技術サービス業	設置・運営に関する事業と設計に関する事業など	

・「データセンター関連産業」とは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）に関連する産業を指します。

・データセンター事業は、消費電力量（対象施設が空調設備等に通常必要な年間消費電力量）のうち再生可能エネルギー（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第３項に規定する再生可能エネルギー）を活用する電力量が６０％以上であるものを対象とします。再生可能エネルギーを活用するために設置する設備の種別（太陽光発電、風力発電又は水力発電等）及びその設備の配置図を提出してください。なお、外部から再生可能エネルギー由来の電力を購入する場合は、再エネ電力証書の購入証明による導入も可とします。

⑦海底直流送電関連産業

対　象　業　種	サプライチェーンの範囲	
電気業	製品の開発	製品の製造
非鉄金属製造業		
はん用機械器具製造業	エネルギーの供給	保守・運営
電子部品・デバイス・電子回路製造業		
電気機械器具製造業	送発電事業、送電線の部材の製造、敷設船建造に関する事業やＯ＆Ｍなど	
輸送用機械器具製造業		

・「海底直流関連産業」とは、海底ケーブルを用いた直流の送電に関連する産業を指します。

⑧電気又は水素運搬船関連産業

対　象　業　種	サプライチェーンの範囲	
電気業	製品の開発	製品の製造
電気機械器具製造業	エネルギーの供給	保守・運営
輸送用機械器具製造業	電気又は水素運搬船に係る送電事業、水素の供給、製造設備の製造、輸送船建造に関する事業やＯ＆Ｍなど	
技術サービス業		

・「電気又は水素運搬船関連産業」とは、電気又は水素等を運搬する船舶に関連する産業を指します。
・「蓄電池」、「水素」に関係するものはそれぞれの関連産業で対象となります。

⑨再生可能エネルギー関連産業

対　象　業　種	サプライチェーンの範囲	
電気業	製品の開発	製品の製造
プラスチック製品製造業		
金属製品製造業	エネルギーの供給	保守・運営
はん用機械器具製造業		
生産用機械器具製造業	太陽光、陸上風力、水力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギーを活用した送発電事業、送発電設備の部材の製造に関する事業やＯ＆Ｍなど	
電子部品・デバイス・電子回路製造業		
電気機械器具製造業		
技術サービス業		
機械等修理業		

・「再生可能エネルギー関連産業」とは、温対条例第２条第６号に規定する再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスその他自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源）の活用に関連する産業を指します。
・バイオマス発電事業については、バイオマス燃料を専焼する発電事業のみを対象と

します。ただし、上記の条件で認定を受けている場合であっても、事故・災害等により、緊急的に石炭等による混焼が必要になった場合は、個別に対応を検討します。

・ 太陽光発電事業については、発電出力の合計が2メガワット以上のものを対象とします。ただし、市町村の設定する地域脱炭素化促進事業の促進区域内で実施する事業については、当該基準は適用しません。

（参考）市町村の設定する地域脱炭素化促進事業の促進区域について
　地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み
[環境省 HP]地域脱炭素化促進事業制度について
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/re_energy.html

（3） 対象となる金融事業

金融事業は、札幌市内において本道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業への投資その他の金融サービスを提供する事業及び情報技術を用いた革新的な金融サービスを提供する次の2つの事業が対象です。

①北海道の再生可能エネルギーを活用するＧＸ事業に投資を呼び込む資産運用業

金商法等に定めがある行為のうち、道内で行われるＧＸ事業に係る投資その他の金融サービスを提供する次の行為を行う事業を指します。

（1） 金商法第 28 条第1項に規定する第一種金融商品取引業のうち、GX 事業に係る有価証券の募集若しくは私募の取扱い又は募集若しくは私募に際し行う同項第3号に掲げる行為
（2） 金商法第 28 条第2項に規定する第二種金融商品取引業（金商法第 29 条の5第2項及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 196 条第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務を含む。）のうち、GX 事業に係る金商法第 28 条第2項第1号に掲げる行為又は同項第2号に掲げる行為であって募集若しくは私募の取扱い
（3） 金商法第 28 条第3項に規定する投資助言・代理業のうち、GX 事業に係る同項第1号に掲げる行為
（4） 金商法第 28 条第4項に規定する投資運用業のうち、GX 事業に係る有価証券を対象として行うもの
（5） 金商法第 63 条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者が業として行う行為のうち、GX 事業に係る有価証券の同条第1項第1号に掲げる行為又は同項第2号に掲げる行為であって、その投資の対象を GX 事業に係る有価証券とするもの
（6） 金商法第 63 条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務のうち、GX 事業に係る有価証券の同項第2号に掲げる行為又は同項第1号に掲げる行為であって、その投資の対象を GX 事業に係る有価証券とするもの

②金融機能の強化集積に資するフィンテック事業

官民データ法第2条第2項に規定する AI 関連技術、同条第3項に規定するIoT活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド関連技術その他の情報技術を用いて行う次に掲げる事業を指します。

（1） 日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業
（2） 個人又は法人が自ら金融資産の管理又は運用を行うための技術等を提供する事業（(1)に掲げるものを除く。）
（3） (1)及び(2)に掲げる事業の運営に必要な技術等を提供する事業
（4） (1)から(3)までに掲げるもののほか、金融サービスを提供する事業であって知事が認めるもの

※上記に該当するか否かは、「外部の専門的知識を有する者」の意見を踏まえて判断します。

○対象となる金融事業の業種別詳細

①第一種金融商品取引業

金商法第２８条第１項に規定する第一種金融商品取引業のうち、ＧＸ事業に係る有価証券の募集若しくは私募の取扱い又は募集若しくは私募に際し行う同項第３号に掲げる行為

・ 発行市場でのＧＸ事業者による新規発行の第１項有価証券の引受けや募集又は私募を実施する人員を配置する事業を対象とします（当該有価証券発行による調達資金が直接的に当該ＧＸ事業者に充当されることが必要）。

【注意事項】
・ 事業計画期間内において、当該行為の着手（実施する人員の配置）から完了に至るまでの全期間が課税免除の対象期間となりますが、対象行為の着手に至っていない期間については、事業の実績がないため、課税免除は適用されません。なお、認定された事業計画（以下「認定特定事業計画」という。）の認定要件を満たし続ける限り、認定が取り消されることはありません。
・ 対象となる有価証券は、北海道内でＧＸ事業を営む法人が発行するものとなりますが、実際に該当するか否は、申請者と道及び札幌市との事前相談・協議により判断します。

※上記の事項は、次の②の業務においても同様です。

②第二種金融商品取引業及びこれとみなされる業務

金商法第 28 条第２項に規定する第二種金融商品取引業（金商法第 29 条の５第２項及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 196 条第２項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務を含む。）のうち、GX 事業に係る金商法第 28 条第２項第１号に掲げる行為又は同項第２号に掲げる行為であって募集若しくは私募の取扱い

・ 発行市場でのＧＸ事業者による新規発行の第２項有価証券の自己募集や自己私募又は募集や私募を実施する人員を配置する事業を対象とします（当該有価証券発行による調達資金が直接的に当該ＧＸ事業者に充当されることが必要）。

③投資助言・代理業

金商法第 28 条第３項に規定する投資助言・代理業のうち、GX 事業に係る同項第１号に掲げる行為

・ 投資顧問契約において、契約相手の投資家に対し、道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券に関する状況、評価等について、以下に掲げる助言を行うものを対象とします。

ア 評価分析は、道内でＧＸ事業を営む法人が発行する有価証券のパフォーマンスやリスク評価を行い、投資家に対して詳細な分析結果を提供する行為。

イ 投資判断の助言は、道内で GX 事業を営む法人が発行する有価証券への投資が適切かどうかについて、投資家に対して助言を行う行為（投資のタイミングや資産配分の提案を含む。）。

④投資運用業

金商法第 28 条第4項に規定する投資運用業のうち、GX 事業に係る有価証券を対象として行うもの

・ 投資運用業の事業において、運用資産を道内でGX事業を営む法人が発行する有価証券への投資に充てる、次の行為を対象とします。

ア 道内でGX事業を営む法人が発行する有価証券を投資対象として保有すること

イ 投資一任契約に基づく資産運用のポートフォリオに道内でGX事業を営む法人が発行する有価証券が含まれていること

ウ 道内GX事業に係る信託受益権を運用すること

エ 道内GX事業を営む法人が発行する有価証券への投資を行うファンドを運用すること

【注意事項】
・ 投資運用業においては、投資家の最善の利益となる運用を行う必要があるため、投資家の最善の利益を追求する範囲において上記の事業を行うことが求められることに留意すること
※上記の事項は、⑤及び⑥の業務においても同様です。

⑤適格機関投資家等特例業務

金商法第 63 条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者が業として行う行為のうち、GX 事業に係る有価証券の同条第1項第1号に掲げる行為又は同項第2号に掲げる行為であって、その投資の対象を GX 事業に係る有価証券とするもの

・ 適格機関投資家等特例業務の事業において、道内でGX事業を営む法人が発行する有価証券への投資を行うファンドを募集又は運用することを対象とします。

⑥海外投資家等特例業務

金商法第 63 条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務のうち、GX 事業に係る有価証券の同項第2号に掲げる行為又は同項第1号に掲げる行為であって、その投資の対象を GX 事業に係る有価証券とするもの

・ 海外投資家等特例業務の事業において、道内でGX事業を営む法人が発行する有価証券への投資を行うファンドを募集又は運用することを対象とします。

⑦金融機能の強化集積に資するフィンテック事業

官民データ法第２条第２項に規定する人工知能関連技術、同条第３項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第４項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報技術を用いて行う事業であって次に掲げる事業

（1） 日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業

（2） 個人又は法人が自ら金融資産の管理又は運用を行うための技術等を提供する事業（(1)に掲げるものを除く。）

（3） (1)及び(2)に掲げる事業の運営に必要な技術等を提供する事業

（4） (1)から(3)までに掲げるもののほか、金融サービスを提供する事業であって知事が認めるもの

・ 金融機能の強化集積に資するフィンテック事業において、日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業である者や個人や法人が自ら金融資産の管理又は運用を行いための技術を提供する者やそれらの者に技術を提供する者を対象とします。

【イメージ】

対象事業		イメージ
第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業	道内GX事業者の有価証券の引受け、募集・私募の取扱い	
投資助言・代理業	投資助言の一部を道内GX事業に関する助言とするもの	
投資運用業 適格機関投資家等特例業務 海外投資家等特例業務	運用資産の一部を道内GX事業者の有価証券への投資に充てるもの	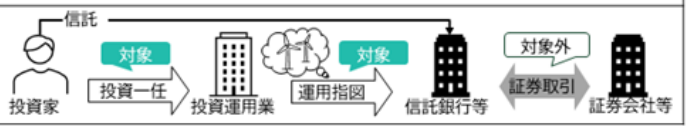

2 特定事業計画認定申請に当たっての留意事項

（1） 設備投資又は不動産の取得の考え方（GX事業）

計画認定時に、設備投資予定の総額、内訳（土地、建物、償却資産）について確認します。設備投資の内容によって、土地、建物に対して不動産取得税が、大規模償却資産に対して道固定資産税が課税免除に該当する可能性があることから、特定事業計画にこれらの項目の記載を求めるものです。

【注意事項】
- 投資額の積算の対象となる資産は、土地、建物（附帯設備を含む）、償却資産（法人税法施行令第13条第2号（構築物）及び第3号（機械及び装置）に該当するもの）で、いずれも計画の認定後に取得するものに限ります。
- 不動産取得税や道固定資産税の課税免除の対象とならない賃貸物件又は計画認定前に取得している土地、建物、償却資産についても、事務所等の設置や特定事業に使用する設備等を確認するために記載を求めます。

（2） 労務に関する事項の考え方

「特定事業に従事する常時雇用する従業員」については、次に掲げる要件のいずれにも該当する者を指し、特定事業計画に申請の時点における見込み数の記載を求めるものです。

①認定特定事業の事務所等において新たに雇い入れる者又は当該事務所等に他の事務所等から異動させ、若しくは転勤させる者であること
②雇用期間の定めのない者であること
③雇用保険の被保険者であること（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者を除く）
④健康保険の被保険者であること
⑤厚生年金保険の被保険者であること

- 申請日の直前の事業年度の末日時点において、「特定事業に従事する常時雇用する従業員」の数と事業開始後の各事業年度末の常用雇用者数の差分により、雇用増の見込みを確認します。
- 計画の申請時点において雇用増の見込みが3人以上（電気業は1人以上）である必要があります。また、道の企業立地促進費補助金の交付を受けた事業者は、補助金活用後の雇用維持を図る観点から、同補助金の要件に合わせて1～20人以上である必要があります。
- 同補助金の雇用要件については、「北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成措置の概要」（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.html）をご覧ください。

【注意事項】
・ ①の「新たに雇い入れる者」には、次の者を含みます。
　ア　道外の他の事業者から出向する者
　イ　業務の全部又は一部を委託された事業者に雇用される者であって、業務委託契約書等において特定事業の業務のために雇用されることが明らかである常用雇用者
・ ①の「他の事務所等から異動させ、若しくは転勤させる者」に道内の事務所等から異動等をさせる者が雇用増に含まれる場合は、事業者の道内全体の常用雇用者の人数が事業年度末において、増加していることが必要です。
・ 雇用期間の定めがある場合でも、雇用契約書等で「自動契約更新条項」が明記され、更新回数の制限がなく、継続して雇用されている場合などには、②と同様に取り扱う場合もあります。詳しくはご相談ください。
・ 新たに設置する事務所等の場合は、整備される事務所等において雇用する常用雇用者の人数をいいます。また、増設の場合は、当該工場等の増設に伴い増加する常用雇用者の人数をいいます。
・ 常用雇用者は、家屋又は償却資産が設置される市町村内に設置される事務所等で勤務する必要があります。

（3） 事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の考え方

　特定事業の規模感や投資の見通しを把握するため、事業に必要な資金の総額と内訳の記載を求めます。

（4） 自然環境及び生活環境との調和に関する事項の考え方

○GX事業

自然環境や生活環境との調和が図られる事業となるためには、事業者と地域との対話が不可欠であることから、「地域との合意形成の状況」について確認します。

計画の認定時に地域との合意がなされた事項が適切に計画に反映されていること、実績報告時において適切に実施されていることが必要です。

事前相談時に、地域との合意の状況を確認します。道への事前相談は原則、本申請の2ヶ月前としていますが、本申請にあたり、立地市町村との合意の内容が反映されていることが必要ですので、お早めにご相談ください。

手続きのフロー

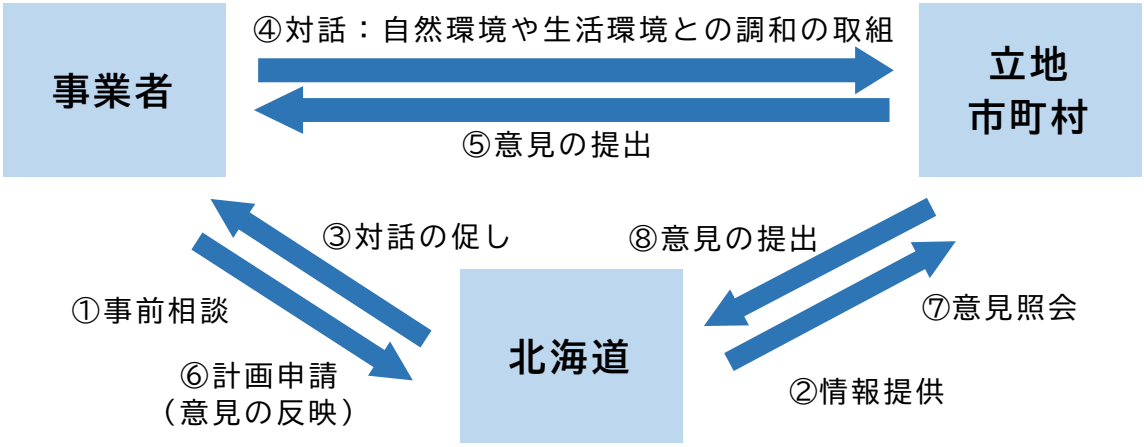

①事前相談
道にご相談いただいた際に、立地される市町村と 1 度も接点がない場合は、事業計画内容の地域への説明を促します（③対話の促し）。

②情報提供・③対話の促し
事業者の皆様からの事前相談の内容は、道から市町村に情報提供させていただきます。

④対話
事業者の皆様へは、「自然環境や生活環境との調和の取組」について、地域と対話いただき、市町村がどのような地域共生策を望むか、確認をお願いします。

⑤意見の提出
市町村は、事業者に地域の望む地域共生策について意見を伝えることができます。

⑥計画申請
市町村と対話し、合意が得られた内容を計画申請に記載し、道に提出してください。

⑦意見照会・⑧意見の提出
道に提出された計画申請書については、地域の合意の内容に関して市町村へ照会し、市町村からご意見をいただきます。

○地域との合意形成の内容について

本税制の対象となるためには、計画されている事業が地域の理解のもと自然環境や生活環境との調和の取組を図りながら推進されることが必要です。

主な具体例を以下に示しておりますが、求められる共生策は地域毎に異なりますので、地域の実情に精通している市町村等との対話を通じ、どのような取組が必要か検討してください。

また、地域住民の理解促進に向けた取組や地域貢献の取組についても積極的にご検討いただき、計画に記載してください。

地域との共生策の例

①生活環境への配慮事項

・施設の適切な維持管理

・地域特性に応じた必要な取組（雪捨て場の確保、用水路の整備、私道の整備等）など

②自然環境への配慮事項

・動植物等の生態系への配慮

・環境教育等の実施

・地域特性に応じた必要な取組（環境保全の取組、施設の色彩調整、騒音の対応等）など

③地域住民の理解促進に向けた取組

・事業計画の説明会、事業報告会や施設見学会の開催　など

④地域貢献の取組

・収益の地域還元（企業版ふるさと納税制度を活用した寄附等）

・交流スペースなど地元住民が活用可能な施設整備

・積極的な地元調達・雇用

・災害発生時の非常用電源の提供

・データセンターの計算基盤など施設機能の提供による地元企業との連携や人材育成・教育への貢献

・地域と連携した再エネ電力の地産地消の取組　など

地域との共生等に関して、北海道知事からメッセージを発出していますので、その内容を十分ご理解いただくほか、経済産業省資源エネルギー庁の「地域共生型再生エネルギー事業顕彰」や環境省の「Good Echo」等の優良事例もご参考としてください。

[北海道 HP]地域との共生に関する知事からのメッセージ
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/240704.html
[北海道 HP]データセンター立地に関する道の考え方
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/270017.html

[経済産業省 HP]地域共生型再生エネルギー事業顕彰
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/
[環境省HP]Good Echo
https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/goodecho/

○金融事業

金融事業においては、地域との合意形成は求めていないものの、事業の実施に当たり、「自然環境及び生活環境との調和」に関し実施を予定している事項が適切であるかどうか、以下の観点から確認します。

①規則別表２の１及び２に掲げる事業共通
事業実施地域の自然環境や生活環境との調和が図られているか。
【取組の例】
- ゼロカーボン推進ビルなど、環境負荷低減に配慮したオフィス環境が整備されているか。
- 地域社会の発展に寄与するか。

②規則別表２の１に掲げる事業
投資した事業が、事業実施地域の自然環境や生活環境との調和が図られている事業内容であることを確認・担保しているか。
【取組の例】
- 投資先の事業が、地域住民にとって安全・安心な事業・サービスであるか。
- ＧＸ事業への投資判断が適切であることのチェック体制が整備されているか。
- ＧＸ事業への投資に知見のあるメンバーが参画しているか。
- 投資先からグリーンウォッシュ（※）と言われるような事業を排除する工夫はされているか。

※実際は環境改善効果がない、又は、調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、環境面で改善効果があると称すること。

（５） 関係法令への適合について

本税制の関係法令は環境分野、生活分野など多岐に渡るため、各事業者が自ら関係する法律に関して確認し、適切に手続きを進める必要があります。
手続きを進めるにあたっては、別添の「関係法令チェックリスト」に基づき、該当する関係法令を確認し、手続き等の漏れがないようお願いします。
計画の申請時において、関係法令への違反がないことを記載した誓約書の提出をしていただきますが、その後において仮に法令違反が確認された場合は、計画の認定や課税免除を取り消す場合があります。

（6） 計画の公表について

道の認定を受けた特定事業計画の内容は、ＧＸの取組を広く周知するため、事業の概要を、事業者名とともに、事業開始までに道ホームページで公表します。

（7） 検査について

事業の用に供する建物等が完成した際、道による検査を実施することがあります。

建物の課税のための評価のほか、特定事業割合等を算定するための重要な検査となりますので、その際は必ず検査を受けていただくとともに、検査時の立会や道職員からの質問等へのご対応をお願いします。

3 課税免除

課税免除を受けるためには、前節の計画の認定を受けるほか、本節で解説する「事業開始等届出」、「事業報告」を行っていただく必要があります。

その上で、道が課税免除の適否を判定し、課税免除の適用を受けられる事業者に対して通知します。

(1) 事業開始等届出

計画の認定を受けた特定事業者は、次のいずれかに該当した日から30日以内に、届出が必要です(詳細は「2章1(1) 手続きの流れ」を参照)。

ア 事務所等の設置
イ 事務所等の供用開始
ウ 取得(土地・家屋・償却資産)
エ 家屋の建設又は償却資産の設置の着手
オ 家屋・償却資産の供用開始

(2) 事業報告

事業者は毎事業年度終了後、道税条例第41号第1項の表の左欄の区分に応じて、同表中欄に定める期間内に、事業報告が必要です(詳細は「2章1(1) 手続きの流れ」を参照)。

(3) 課税免除の要件

ア 各税目共通事項

・ 認定特定事業に従事する常時雇用する従業員数が、規則に定める数以上増加していること。
・ 認定特定事業の用に供する事務所等について、北海道公害防止条例又は公害関係法令の規定に関する届出を要することとされていないこと等、法令違反又はこれに類する状態にないこと。
・ 認定特定事業の用に供する事務所等について環境関連法令の規定に適合していること。
・ 認定特定事業を実施した地域における自然環境及び生活環境との調和に関する事項を適切に実施していること(GX事業者又はGXスタートアップ事業者にあっては、当該地域との合意の内容に関する事項を適切に実施していることを含む。)。
・ 道税の滞納がないこと。

イ 法人の道民税及び法人の事業税

・ 条例第5条の規定による届出をしており、かつ、計画の認定日において、道内で認定特定事業と同一の特定事業を実施していないこと。
・ GXスタートアップ事業者として認定を受けていること。

ウ　不動産取得税（投資要件）

・ ＧＸ事業のために取得した家屋、償却資産（構築物、機械及び装置）、これらの敷地である土地であること。
・ 上記の家屋、償却資産が一の家屋若しくは償却資産又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは償却資産であること。
・ 上記の家屋、償却資産、これらの敷地である土地の取得価額の合計額が１億円（過疎地域においては５００万円）を超えていること。
・ 条例第５条（第３号又は第４号及び第５号に係る部分に限る。）の届出をし、条例第５条第３号に規定する家屋又は償却資産の敷地である土地の取得（令和７年４月１日以後の取得に限る。）の日から４年５月以内に、当該家屋又は償却資産に係る条例第６条第１項の事業報告書を提出したものであること。

【注意事項】

・ 令和7年4月1日以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設又は償却資産の設置の着手があった場合における当該土地に限ります。
・「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域及び同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域を指します。

エ　道固定資産税（投資要件）

・ ＧＸ事業の用に供する償却資産が「大規模の償却資産」の課税要件を満たすものであること。
・ 条例第５条（第３号又は第４号及び第５号に係る部分に限る。）の届出をした大規模の償却資産であること。

【注意事項】

・ 大規模償却資産については、その価額のうち市町村において課税しうる限度額を定め、その限度額を超える部分については道府県において課税するものです。
・ 大規模の償却資産に該当した場合であっても、市町村の基準財政需要額等の状況により、道固定資産税が課税されない時があります。

（4） 認定割合の算定

税目	うち軽減対象	割合算定方法
不動産取得税	土地税額	GX事業の敷地面積／敷地面積
	家屋税額	GX事業の延べ床面積／建物の延べ床面積
道固定資産税	税額	GX事業の大規模償却資産の価額 ／全大規模償却資産の価額

・ GX事業の延べ床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積のうち、GX事業の用に供
している部分をいいます。

・ 認定特定事業と異なる事業が同一の建物で実施されている場合、認定事業の対象となる用途に供されている部分のみを対象とします。

税目	うち軽減対象	割合算定方法
法人道民税	均等割税額	本税制の対象外
	法人税割税額	認定特定事業に従事する従業者／全従業者
法人事業税 （電気供給業・導管ガス供給業を除く、又、資本金の額が1億円以下の場合は、所得割のみ）	所得割税額	認定特定事業に従事する従業者／全従業者
	資本割税額	認定特定事業に従事する従業者／全従業者
	付加価値割税額	認定特定事業に従事する従業者／全従業者
法人事業税 （電気供給業・導管ガス供給業の場合）	収入割税額	※設備の取得がある場合 取得（新増設）した生産等設備等に係る固定資産の額／道内に有する固定資産の額 ※設備の取得がない場合 認定特定事業に従事する従業者／全従業者

・ 従業者とは、事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者を指します。

・ 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないため、非常勤の者、例えば、重役、顧問等であっても事業に従事する者は、従業者には含まれます。

・ 従業者の算定は、事業税の分割基準の算定の例によります。

・ 金融事業のうち、投資助言・代理業、投資運用業、適格機関投資家等特例業務についてはGX事業に係る投資助言又は投資運用を行っている限りにおいて、投資助言又は投資運用の全体を認定特定事業とみなします。

【注意事項】

・ 本税制による課税免除となる額の計算は、特定事業計画、検査、開始等届出、事業報告等の内容を踏まえ、職権により道が行うため、皆様が自ら試算した結果とは異なる場合があります。

（5） 課税免除の決定・通知

課税免除の決定をしたときは、対象事業者に通知をします。

道税の課税免除については、計画の認定、開始等届出、毎事業年度の事業報告の内容を踏まえて決定するため、課税免除の申請は不要です。

通知の内容に不服がある場合は、各通知に記載されている注書に従い、通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

第2章　手続き関係

本制度の適用に当たっては、事前相談から始まり、数多くの手続き、書類が必要となります。この章では、手続きの流れのイメージ、手続きにおける基準日の考え方、必要書類などを紹介します。

1　特定事業計画認定申請書の作成・申請について

(1)手続きの流れ

事前相談、特定事業計画の作成・申請、計画の認定、認定特定事業の開始、事業報告を経て、最終的に課税免除の対象となる税目と認定割合等を決定します。

本制度の活用を検討される場合は、事前に詳細をお問い合わせください。

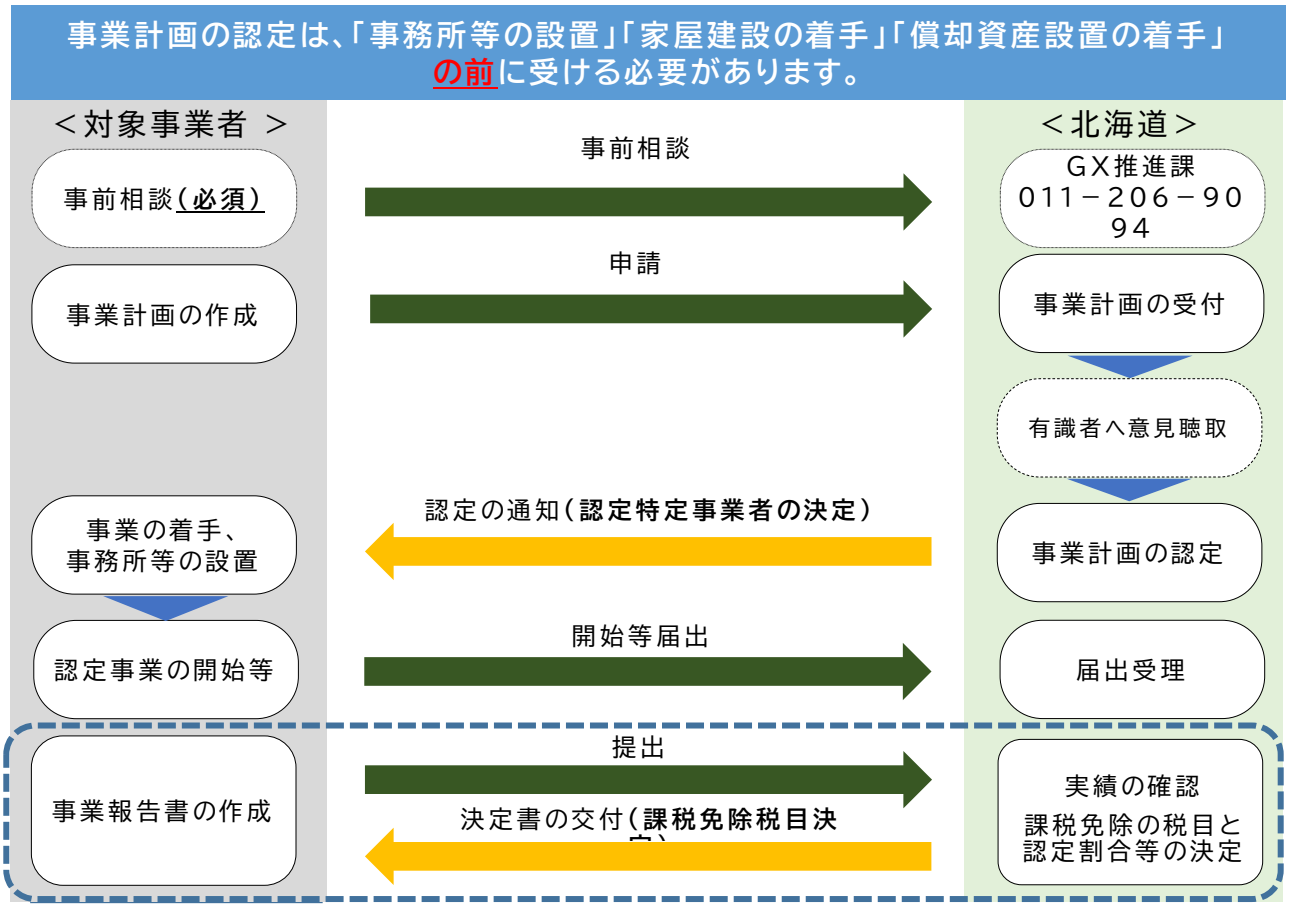

【手続きに係る注意事項】

・ 事前の相談なく申請を行った場合は、計画の認定を受けることができません。
（原則、事業計画の認定申請の2ヶ月前までに、事前相談を行ってください。）

・ 札幌市税の課税免除を受けるためには、札幌市への手続きが必要です。

（2）基準日

課税免除を受けるためには、以下の基準日に適合していることが必要です。

- 条例施行後（令和７年４月１日）に取得した土地、又は特定事業計画の認定後に取得した家屋等（事務所、工場、償却資産等）であること
- 取得した土地は、取得から1年以内に家屋又は償却資産の設置に着手すること
- 特定事業計画の認定後に、事務所等の設置、家屋の設置の着手又は償却資産の設置の着手をすること
- 認定特定事業の用に供する事務所等の設置又は家屋若しくは償却資産の取得をしてから1年以内に事業を開始すること
- 令和 15 年3月31日までに事務所等の設置又は土地、家屋若しくは償却資産を取得していること
- 土地に係る課税免除を受けるためには、令和７年４月１日以後に土地を取得し、取得から1年以内に当該土地を敷地としてＧＸ事業の用に供する家屋の設置又は償却資産の設置に着手をした上で、土地の取得から４年５月以内に事業の用に供すること

- 事業開始日とは：事業の用に供する日（操業の日）
- 家屋等の設置の着手とは：杭を打った日、山留め、地盤改良、根堀等を実施した日
- 家屋の取得日とは：引き渡しの日、又は最初の使用の日
- 要件の確認日：事業の用に供した日から３０日以内（不動産）、事業年度の終了した日から道税条例第４１条に定める期間内（法人２税）

【基準日のイメージ】

<table>
<tr><th>制度開始前
～R7.3.31</th><th>制度開始後
R7.4.1～</th><th>計画申請後</th><th colspan="2">計画認定後</th><th>R16.4.1～</th><th>対象税目</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">土地の取得</td><td rowspan="2">1年以内</td><td>家屋の着工
※事務所等開設の1年以内</td><td>事業開始</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3">不動産取得税
法人道民税
法人事業税</td></tr>
<tr><td>土地・家屋の取得1年以内</td><td>事業開始</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>事務所等の設置1年以内</td><td>事業開始</td><td></td></tr>
<tr><td>土地の取得</td><td>家屋・償却資産設置の着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>対象外
×制度開始前に取得した土地
×計画認定前の家屋等着工</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>家屋・償却資産の取得</td><td>1年超経過</td><td>事業開始</td><td></td><td>対象外
×家屋・償却資産所得から1年以内の事業開始が必要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>家屋の取得
事業開始</td><td>対象外
×計画認定はR15.3.31まで
R15.3.31までに家屋等を取得、1年以内の事業開始が必要</td></tr>
</table>

（3）必要書類の作成・提出について

ＧＸ推進税制の特定事業計画認定等に当たっては、下記の書類をご用意ください。

－事業計画認定申請時に必要な書類－

＜各業種共通（ＧＸ事業・金融事業）＞

No.	提出書類
1	特定事業計画認定申請書［規則別記第1号様式（規則第3条関係）］
2	定款及び法人の登記事項証明書（発行日から３ヶ月以内の現在事項全部証明書）※これらに準ずるものを含む
3	特定事業計画書［規則別記第1号様式（規則第3条関係）別紙］
4	特定事業の具体的な内容を記載した書面（事業計画書及び資金計画書（任意様式）その他参考となる書面）
5	【償却資産（構築物又は機械及び装置）を設置する場合のみ】 償却資産の設置が特定事業に資することが確認できる書面（償却資産の仕様書又は設計図及び生産工程図その他参考となる書面）
6	【家屋、償却資産又は土地を取得する場合のみ】 土地の地積測量図、家屋又は償却資産の設計図、設備配置図及びその他参考となる図面
7	北海道ＧＸ推進税制に関する誓約書（「道税の滞納をしていないこと」及び「北海道公害防止条例、公害関係法令及び環境関係法令の規定を遵守すること」等を誓約する書面）［ガイドライン様式］※関係法令チェックリストを添付すること。
8	特定事業計画の認定申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の末日における道内の常用雇用する従業員の数を証する書面（常用雇用の従業員名簿等。※認定申請を行う特定事業と同一の産業・業種の事業を、すでに道内で営んでいる場合は、当該事業の業務に従事している者の別がわかるもの。）
9	【スタートアップ事業者（認定革新的特定事業者）の場合のみ】 新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な特定事業を実施していることを確認することができる書面
10	直近会計年度の財務諸表等
11	その他参考となる書面（会社案内（親会社及び道内に関連会社がある場合については、これらの会社案内等を含む。））

※法人設立前等の場合に提出が出来ない書類がある場合は、これに準ずるものを提出してください。また、提出できなかった書類は、設立後に提出してください。

※上記を補完する資料がある場合は、併せて提出してください。

＜GX事業のみ提出が必要な書類＞

No.	提出書類
1	【洋上風力関連産業に係るその他の教育、学習支援業を営む場合のみ】 発電事業又は当該発電事業の用に供する施設に係る建設事業若しくは機械等修理業に従事するために必要なGWOが定める訓練を行うことが確認できる書面
2	【データセンター関連産業に係る通信業を営む場合のみ】 データセンターで消費する電力の量に占める再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第３項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力の量の割合が１００分の６０以上であることの算定根拠となる書面
3	【再生可能エネルギー関連産業に係る電気業（太陽光発電に限る。）を営む場合のみ】 当該事業に使用する太陽光パネルの出力合計が２メガワット以上であること又は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２１条第５項第２号に規定する促進区域において実施することを証する書面
4	【再生可能エネルギー関連産業に係る電気業（バイオマス発電に限る。）を営む場合のみ】 バイオマス燃料を専焼することを証する書面

＜金融事業（資産運用業）の申請における留意事項＞

資産運用業を営む事業者に関しては、「GX事業者に係る行為」及び「札幌市内事務所での行為」であることを把握するための書面が必要となります。

下記の書面は、行為を証明する書面の例示となりますので、ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

ア　GX事業者に係る行為

事業計画書（任意様式）にGX事業に係る投資その他の金融サービスの提供内容が把握できるように記載してください。

イ　市内事業所での行為

事務所の業務内容がわかる法人組織図、各従業者の業務内容が分かる事務分掌等

※実績報告書の提出時に行為を証明するための書面（募集・私募の取扱いの状況が確認できる書面、株式引受契約書、投資契約書、出勤簿、業務日誌等）の提出が必要となります。

－事業計画の変更時に必要な書類－

認定を受けた特定事業（以下「認定特定事業」という。）計画を変更しようとするときは、下記の書類の提出が必要となります。

No.	提出書類
1	認定特定事業計画変更認定申請書［別記第２号様式（規則第１０条関係）］
2	認定特定事業計画の変更の内容を明らかにする書面

ただし、下記の軽微な変更に該当する場合は、届出は不要となります。

【軽微な変更】

- 認定特定事業の計画期間の 30 日以内の変更
- 認定特定事業に係る家屋若しくは償却資産又はその敷地である土地を取得する予定の日の 30 日以内の変更
- 認定特定事業に係る家屋の建設又は償却資産の設置に着手する予定の日の 30 日以内の変更
- 認定特定事業に係る家屋又は償却資産を認定特定事業の用に供する予定の日の 30 日以内の変更
- 認定特定事業の実施に伴う労務に関する事項の変更
- 認定特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法の変更
- その他、認定特定事業の実施に支障を及ぼすおそれがないと知事が認める変更

－事業の着手時や開始時等に必要な書類－

下記１～５のいずれかに該当する行為をしたときは、事実発生日から３０日以内に、下記の書類の提出が必要となります。

本届出をしない場合は、本制度でスタートアップとして認定を受けた事業者を除き、条例第６条による事業報告をすることができないため、課税免除の適用を受けることができません。

No.	提出書類
1	認定特定事業開始等届出書［別記第３号様式（規則第１２条関係）］
2	届出の内容を証する書面

届出の内容を証する書面は、下記の区分のとおりです。

1　認定日以後に認定特定事業に係る事務所等を設置したとき

（1）事務所等の異動届の写し（支店登記を行う場合は履歴事項全部証明書を添付）
（2）事務所等の賃貸借契約書
（3）事務所等を取得した場合にあっては、別紙不動産・償却資産の取得に関する書面（売買契約書や工事請負契約書など、記載内容を証する書類も添付すること）
（4）その他知事が必要と認める書面

2　上記1の事務所等の設置の日の翌日から起算して1年以内に当該事務所等を事業の用に供したとき

（1）事務所等を事業の用に供したことを証する書面
（2）事務所等位置図、事務所等内配置図、建物の各階平面図及び設備配置図
（3）その他知事が必要と認める書面

3　認定日以後に認定特定事業に係る家屋若しくは償却資産又はその敷地である土地を取得したとき

（1）別紙不動産・償却資産の取得に関する書面（売買契約書や工事請負契約書など、記載内容を証する書類も添付すること）

（2）取得等（新増設）に係る不動産・償却資産について、事業の用に供した日及び取得価額を証する書面

（3）その他知事が必要と認める書面

4　上記3の家屋又は償却資産の敷地である土地を取得した場合であって、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設又は償却資産の設置に着手したとき

（1）家屋の建設又は償却資産の設置に着手したことを証する書面

（2）その他知事が必要と認める書面

5　上記3の家屋又は償却資産の取得の日から1年以内に当該家屋又は償却資産を事業の用に供したとき

（1）家屋又は償却資産を事業の用に供したことを証する書面

（2）生産工程又は作業工程の概要を示す書面及び図面

（3）事務所等位置図、事務所等内配置図、建物の各階平面図及び設備配置図

（4）その他知事が必要と認める書面

－事業の報告に必要な書類－

認定特定事業を実施した場合は、毎事業年度の終了した日の翌日から起算して原則2か月※以内に、下記の書類の提出が必要となります。

※認定特定事業者が申告納付すべき法人の事業税に係る道税条例第 41 条第1項の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に定める期間の末日まで。

※道固定資産税の課税免除の適用を受ける場合、事業報告書を提出する対象である事業年度の終了の日より前に固定資産税の最初の賦課期日が到来するものは、当該賦課期日が到来する日の属する月の末日までに認定特定事業に係る事業報告書を提出が必要となります。

No.	提出書類
1	認定特定事業報告書［別記第4号様式（規則第14条関係）］
2	報告の内容を証する書面

報告の内容を証する書面は、次のとおりです。

（1）認定特定事業の成果を確認することができる書面

※事業の成果をまとめた任意の資料（決算報告書等）をご提出ください。なお、金融事業においては、この他に行為を証する資料（募集・私募の取扱いの状況が確認できる書面、株式引受契約書、投資契約書、出勤簿、業務日誌等）の提出が必要となります。

（2）報告事業年度の末日における認定特定事業者が道内に有する事務所等（以下「道内事務所等」という。）において雇用する従業者（※）の数（以下「道内従業者数」という。）、同日における認定特定事業の用に供する事務所等において

雇用する認定特定事業に従事する従業者（主として当該認定特定事業に従事する者に限る。）の数（以下「認定特定事業従業者数」という。）及び同日における認定特定事業の用に供する事務所等において認定特定事業に従事する常時雇用する従業員の数（次項第２号、次条第２号及び第 16 条第１号アにおいて「認定特定事業常時雇用従業員数」という。）を証する書面

※「従業者」は（４）認定割合の算定で解説する従業者を指し、常用雇用者とは異なります。

（３）道内事務所等の固定資産の価額を証する書面

（４）認定特定事業のうち、電気供給業（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の２第１項第２号に規定する電気供給業をいう。）及び導管ガス供給業（同法第 72 条の２第１項第２号に規定する導管ガス供給業をいう。）を営む認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあっては、当該認定特定事業の用に供する家屋又は償却資産に係る固定資産の価額を証する書面

（５）認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあっては、認定特定事業を実施した地域との合意の内容を確認することができる書面

（６）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面

なお、条例第６条第１項ただし書の規定による事業報告書の提出は、条例第５条（第５号に係る部分に限る。）の規定による届出に係る償却資産（以下「賦課期日到来償却資産」という。）に対して課する固定資産税の最初の賦課期日（地方税法第 359 条に規定する固定資産税の賦課期日をいう。）が属する月の末日までに、別記第４号様式による報告書に次に掲げる書面を添えて行う必要があります。

（１）認定特定事業の成果を確認することができる書面

（２）賦課期日到来償却資産を事業の用に供した日における道内従業者数、同日における認定特定事業従業者数及び同日における認定特定事業常時雇用従業員数を証する書面

（３）道内事務所等の固定資産の価額を証する書面

（４）認定特定事業のうち、電気供給業及び導管ガス供給業を営む認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあっては、賦課期日到来償却資産に係る固定資産の価額を証する書面

（５）認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者にあっては、認定特定事業を実施した地域との合意の内容を確認することができる書面

（６）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面

－事業の廃止等に必要な書類－

認定特定事業を廃止又は休止する場合、休止した認定特定事業を再開しようとするときは、下記の書類の提出が必要となります。

No.	提出書類
1	認定特定事業廃止等届出書［別記第５号様式（規則第１９条関係）］
2	（事業譲渡の場合）譲渡先が確認できる書面

－認定特定事業者の名称、住所又は代表者の変更に必要な書類－

名称、住所又は代表者に変更があったときは、速やかに下記の書類を提出してください。

No.	提出書類
1	登記事項変更届［ガイドライン様式］
2	法人の履歴事項全部証明書（写し）

※各種申請・届出にあたっては、必要に応じてその他の書面の提出を求めることがあります。

申請書等の様式は、北海道のホームページからダウンロードできます。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/205750.html

２　計画認定申請様式記載例（赤字記載箇所）

別記第１号様式（第３条関係）

特定事業計画認定申請書

令和〇年〇月〇日

北海道知事　鈴木　直道　様

申請者　住　所　札幌市中央区北３条西６丁目
氏　名　株式会社〇〇
代表取締役社長　北海　太郎
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例第３条第１項の規定により、別紙特定事業計画の認定を申請します。

別紙

特定事業計画

1　特定事業者に関する事項

氏　名 （法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）	株式会社〇〇 代表取締役社長　北海　太郎
住　所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地）	札幌市中央区北３条西６丁目
設立（予定）年月日	令和〇年　〇月　〇日
資本金	〇〇万円
法人の事業年度の期間	令和１０年　４月　１日　～令和１１年３月　３１日 事業開始初年度の期間を記載下さい。

2　特定事業の内容

事業名	公表します。他の事業と区別ができるよう、事業内容がわかる名称として下さい。例）〇〇蓄電事業、〇〇による再生可能エネルギー事業	
産業・業種	洋上風力関連産業・電気業	
事業内容	本計画で実施される特定事業について詳細に記載をお願いします。※下記項目が記載されている場合は、別紙により作成いただき問題ありません。 ・目的及び事業の概要 １　事業の目的 ２　事業の概要 ３　会社の概要 ４　将来性や経営課題など ・製造する製品の内容（製品製造では無い場合は、その事業の具体的な内容） 例）洋上風力のブレード製造 ・事業実施スケジュール １　生産計画 ２　収支計画 必要に応じて図表を用いるなど、わかりやすく記載すること	
電気供給業出力規模	〇〇kW	
再生可能エネルギー電力量（想定） データセンター事業の場合に記載が必要です。	総消費電力量	80,000,000kwh/年
	再生可能エネルギー電力量 総消費電力量のうち60%以上を再生可能エネルギー電力である必要があります。	58,000,000kwh/年

実施状況	申請日現在、道内で既に上記事業と同分野の事業を □　営んでいる　　☑　営んでいない
実施場所	特定事業を実施する住所を記載ください。

注１「産業・業種」欄は、別表第１の第１欄及び第２欄に掲げる対象産業及び対象業種又は別表第２に定める事業を記載すること。

２「電気供給業出力規模」欄は、電気業のうち発電事業を営む場合に記載すること。

３「再生可能エネルギー電力量（想定）」欄は、通信業を営む場合に記載すること。

地方税法上の電気供給業は以下のとおりです。
発電事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、小売電気事業、配電事業、特定卸供給事業

３　特定事業の計画期間

⑴　事業開始予定　　令和１０年　４月　１日

⑵　事業終了予定　　令和２０年　３月　３１日

４　特定事業に係る設備投資又は不動産の取得に関する事項

⑴　設備投資予定の総額　　１０，０００，０００千円

⑵　内訳

ア　特定事業の用に供するもので、特定事業計画の認定後、令和15年３月31日までに取得するもの

＜土地＞

地　目	所在地（地番）	取得予定年月日
宅地	○○市○○町○丁目○番地	令和○年○月○日
地　積 （うち事業の用に供する面積）	設置する設備・家屋の名称	金　額
４，０００㎡ （　１，５００㎡）	例）○○発電所、○○製造棟	１００，０００千円

＜家屋＞

名　称	種　類	構　造	所在地（家屋番号）
○○製造棟 ○発電建屋	工場 発電所	鉄筋コンクリート造	○○市○○町○丁目○番○号

取得予定年月日	建設着手予定年月日	供用開始予定年月日
令和○・○・○	令和○・○・○	令和○・○・○

延床面積 うち事業の用	用途・事業内容	金　額

に供する面積		
900㎡ （　　800㎡）	○○製造用工場（事務所を兼ねる） ○○発電事業用建屋	１００，０００千円

＜償却資産＞

名　称	種　類	設置予定地
○○製造機械 ○○風力発電風車	機械 構築物	○○市○○町○丁目○番○号 ○○市○○町○丁目○番地内

取得予定年月日	設置着手予定年月日	供用開始予定年月日
令和○・○・○	令和○・○・○	令和○・○・○

用途・事業内容	金　額
○○の製造・風力発電	２，０００，０００千円

イ　特定事業の用に供するもので、特定事業計画の認定後、令和15年３月31日までに賃借するもの又は特定事業計画の認定前に取得するもの

＜土地＞

区　分	地　目	所在地（地番）	賃借又は取得（予定）年月日
賃貸	雑種地	○○市○○町○丁目○番地	令和○・○・○

地　積 （うち事業の用に供する面積）	設置する家屋・設備の名称
500㎡ （　　400㎡）	○○風力発電風車

＜家屋＞

区　分	名　称	種　類	構　造

所在地（家屋番号）	賃借又は取得（予定）年月日	供用開始予定年月日
	・　・	・　・

延床面積 （うち事業の用に供する面積）	用途・事業内容
㎡ （　　㎡）	

＜償却資産＞

区　分	名　称	種　類	設置予定地
賃借又は取得 （予定）年月日	供用開始 予定年月日		用途・事業内容
・　・	・　・		

注１　＜家屋＞の「種類」欄は、「居宅」、「店舗」、「寄宿舎」、「共同住宅」、「事務所」、「旅館」、「料理店」、「工場」、「倉庫」、「車庫」、「発電所」又は「変電所」のうち該当するものを記載すること。

＜家屋＞の「構造」欄は、「木造」、「土蔵造」、「石造」、「れんが造」、「コンクリートブロック造」、「鉄骨造」、「鉄筋コンクリート造」又は「鉄骨鉄筋コンクリート造」のうち該当するものを記載すること。

２　＜償却資産＞の「種類」欄は、「構築物」、「機械」又は「装置」のうち該当するものを記載すること。

３　「区分」欄は、「賃借」又は「認定前取得」のうち該当するものを記載すること。

５　特定事業計画の実施に伴う労務に関する事項

		申請日の直前の事業年度の末日時点　A	報告事業年度の末日時点（予定）　B		雇用増 B－A
特定事業に従事する常時雇用する従業員数	既存	5人		20人	15人
			内訳	（うち出向者）1人	
				（うち委託雇用者）2人	
				（うち異動者）2人	
				（うち転勤者）1人	
	新規			人	人
			内訳	（うち出向者）人	
				（うち委託雇用者）人	
				（うち異動者）人	
				（うち転勤者）人	
合　計		5人		20人	15人

注　別途、従業員名簿を提出すること。

6　特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

総　額	２，２００，０００千円			
内　訳	年　度	資金調達先	資金調達額	資金調達方法
	令和７年度	○○銀行	２，０００，０００千円	借入
	令和７年度	自社	２００，０００千円	自己資金
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	

7　特定事業を実施する地域における自然環境及び生活環境との調和に関する事項（認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者としての認定の申請にあっては、当該地域との合意の内容に関する事項を含む。）

実施時期	内　容
令和○年○月○日～○月○日	自然環境への配慮事項 令和○年○月○日 ○○町建設課へ○○発電所設置に係る土地占用の相談 令和○年○月○日 ○○町企画振興課に事業計画について、ご説明 ※打ち合わせ後、企画振興課から町長以下町内関係部署へ情報伝達いただいた 令和○年○月○日 ○○町企画振興課、建設課、観光課、住民福祉課、教育委員会とともに、事業計画に基づき、関係法令の確認、当社として可能な環境保全活動（○○町で実施されている清掃美化運動に対する協賛）の提案。○○町からは、町内○つの小学校に対し、設置された発電所を環境教育の場としての活用はできないか等の意見があった。 令和○年○月○日

	○○町関係課と当社において、以下の内容で取り組むことで合意 ・○○町が毎年、春に実施しているクリーン作戦の取組で必要なゴミ袋○枚を提供すること ・○年に稼働を予定している○○発電所に、町民が休憩できるスペースをつくるとともに、その空間に○○発電の仕組みや再生可能エネルギーの仕組みなどのパネルを設置し、いつでも町民が学びの機会を得ることが出来る空間にすること ・当社の社員が直接、○○町内の３つの小学校に赴き、小学○年生の○○の授業の時間を活用し、環境教育の授業を年間○回実施すること
令和○年○月○日～○月○日	生活環境への配慮事項 令和○年○月○日 ○○町建設課へ○○発電所設置に係る土地占用の相談 令和○年○月○日 ○○町企画振興課に事業計画について、ご説明 ※打ち合わせ後、企画振興課から町長以下町内関係部署へ情報伝達いただいた 令和○年○月○日 ○○町企画振興課、建設課、観光課、住民福祉課、教育委員会とともに、事業計画に基づき、当社として可能な「○○地域への配慮事項（アクセス道路の整備・維持管理）」を提案。○○町からは、設置される発電所の付近では、近年野生動物が頻繁に目撃されていることから、発電所設置により、民家や畑へ野生動物が降りてくることが懸念される。被害が出ないよう対策をしてほしい等の意見があった。 令和○年○月○日 ○○町関係課と当社において、以下の内容で取り組むことで合意 ・○○町内発電所のアクセス道路の整備・維持管理を行う。 ・近隣の農家に野生動物の被害が及ばないよう、柵の設置を行う。
令和○年○月○日～○月○日	地域住民の理解促進に向けた取組 令和○年○月○日 ○○町住民課へ○○発電所設置に係る工事計画の説明や、運転開始後は、施設見学会の開催を検討していることなどを説明。また、地域住民への説明会の開催方法について相談。○○町から、立地地域周辺の町内会への事前説明を行うよう助言があった。 令和○年○月○日 ○○町内会の住民向け説明会を開催。以下のご意見をいただいた。 ・近隣に幼稚園があるため、工事車両の通行に注意してほしい。

	・住宅街に近接しているため、夜間に大きな音がでる工事は避けて欲しい。 令和〇年〇月〇日 〇〇町住民課に、説明会の結果を報告。工事車両の通行ルートは幼稚園周辺を迂回するルートとし、また、夜間～早朝に音の生じる工事を行わない工事計画としたことを説明。工事着工前に、周辺町内会の住民に工事計画の概要をポスティングによりお知らせすることと等を説明し、〇〇町のご理解を得た。
令和〇年〇月〇日～〇月〇日	地域貢献の取組 令和〇年〇月〇日 〇〇町企画振興課、建設課、観光課、住民福祉課、教育委員会とともに、事業計画に基づき、当社が予定する以下の「地域貢献の取組」を提案し、ご理解を得た。また、〇〇町企画振興課からは、発電所の電力を地産地消できるようにすることを検討できないか、ご提案があった。 ・収益化後に再度協議の上、毎年、発電所の収益の〇％を町の産業振興のために寄付する。 ・〇〇発電所構外の事務所等の一部に、地域の方に利用いただける交流スペースを整備する。 ・〇〇発電所のメンテナンスを、〇〇株式会社（地元企業）に発注する。 ・〇〇発電所に地域の方を積極的に雇用する。 ・災害による停電発生時等に〇〇発電所の蓄電池に貯めた電力で、地域の方がスマートフォン等の充電ができるような仕様を検討する。 ・事務所棟に、地元企業の方々や地元の学生が業務や学習にも活用いただけるコワーキングスペーズを設置する。 令和〇年〇月〇日 〇〇町企画振興課に、ご提案に対する当社の検討結果として、〇〇町施設課と町立体育館へのＰＰＡによる電力供給に向けて協議を行っている旨をご説明。

注１　「内容」欄は、「自然環境」と「生活環境」に分けて記載すること。

２　認定産業特定事業者又は認定革新的産業特定事業者としての申請にあっては、自然環境及び生活環境との調和に関する地域との合意の内容に関する事項を具体的に記載すること。

別添1

申請書類チェックリスト

No.	書類	
1	特定事業計画認定申請書(規則別記第１号様式)	□
2	定款	□
3	登記事項証明書(発行日から３ヶ月以内の現在事項全部証明書の写し)	□
4	特定事業計画書(規則別記第１号様式別紙)	□
5	事業計画書(任意様式)等	□
6	【償却資産(構築物又は機械及び装置)を設置する場合のみ】	
	償却資産の仕様書又は設計図及び生産工程図等	□
7	【家屋、償却資産又は土地を取得する場合のみ】	
	土地の地積測量図、家屋又は償却資産の設計図、設備配置図等	□
8	北海道GX推進税制に関する誓約書(ガイドライン様式)	□
	関係法令チェックリスト(ガイドライン様式)	□
9	道内の常用雇用の従業員名簿	□
10	【スタートアップ事業者(認定革新的特定事業者)の場合のみ】	
	新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な特定事業を実施していることを確認することができる書面	□
11	直近会計年度の財務諸表等	□
12	その他参考となる書面(会社案内(親会社及び道内に関連会社がある場合については、これらの会社案内等を含む。))	□
13	【洋上風力関連産業に係るその他の教育、学習支援業のみ】	
	発電事業又は当該発電事業の用に供する施設に係る建設事業若しくは機械等修理業に従事するために必要なGWOが定める訓練を行うことが確認できる書面	□
12	【データセンター事業のみ】	
	再生可能エネルギー源を利用して得られる電力の量の割合が 100 分の 60 以上であることの算定根拠となる資料	□
14	【太陽光発電事業のみ】	
	太陽光発電の出力合計が2メガワット以上であること又は促進区域内で実施する事業であることを証する書面	□
15	【バイオマス発電事業のみ】	
	バイオマス燃料を専焼することを証する書面	□
16	【資産運用業のみ】	
	「GX事業者に係る行為」及び「札幌市内事務所での行為」であること「対象行為に従事する従業者数」を把握するための書面	□

※ 法人設立前の場合に提出が出来ない書類がある場合は、これに準ずるものを提出してください。提出できなかった書類は、設立後に提出してください。

※ 上記を補完する資料がある場合は、併せて提出してください。

別添2　道税条例第41条第1項に係る期限一覧

地方税法(この表において法という)第 72 条の 25 第1項又は第 72 条の 28 第1項の規定により申告納付する場合	各事業年度終了の日から2月以内(外国法人(法第 72 条第5号ただし書に規定する外国法人をいう。)が法第 72 条の9第1項に規定する納税管理人を定めないで法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合(同条第2項の認定を受けた場合を除く。)には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日のいずれか早い日まで)	所得割等(法第 72 条の 25 第1項に規定する所得割等をいう。)又は収入割等(同項に規定する収入割等をいう。)
法第 72 条の 25 第2項の規定(法第 72 条の 28 第2項において準用する場合を含む。)により知事(2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(清算中の法人を除く。)にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事をいう。以下この項において同じ。)の承認を受けた場合	知事の指定した日まで	
法第 72 条の 25 第3項の規定(法第 72 条の 28 第2項において準用する場合を含む。)により知事の承認を受けた場合	各事業年度終了の日から3月以内(法第 72 条の 25 第3項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)	
法第 72 条の 25 第4項の	知事の指定した日まで	

規定(法第 72 条の 28 第2項において準用する場合を含む。)により知事の承認を受けた場合		
法第 72 条の 25 第5項の規定(法第 72 条の 28 第2項において準用する場合を含む。)により知事の承認を受けた場合	各事業年度終了の日から4月以内(法第 72 条の 25 第5項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)	
法第 72 条の 26 第1項の規定により申告納付する場合	当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内	予定申告に係る事業税額
法第 72 条の 29 第1項の規定により申告納付する場合	当該事業年度終了の日から2月以内	付加価値割、所得割又は収入割
法第 72 条の 29 第3項の規定により申告納付する場合	当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)	所得割
法第 72 条の 29 第5項の規定により申告納付する場合	当該事業年度終了の日から2月以内	
法第 72 条の 29 第6項において準用する法第 72 条の 25 第5項の規定により知事の承認を受けた場合	各事業年度終了の日から4月以内(法第 72 条の 25 第5項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)	

別添3　道税の課税免除・不均一課税の概要

地域振興に関する道税の課税免除等

地域振興を図る観点から、指定地区内において個人又は法人が製造業等の用に供する設備等を取得等又は新増設した場合、事業税などに課税免除又は不均一課税が適用されます。

● 課税免除

課税免除とは、取得等又は新増設した事業所を営む個人又は法人の事業税及び取得等又新増設した家屋とその敷地の不動産取得税が課税されないものです。

● 不均一課税

不均一課税とは、新増設した事業所を営む個人又は法人の事業税及び新増設した家屋とその敷地の不動産取得税が一般の税率と異なる低い税率で課税されるものです。

● 該当要件

課税免除等は、青色申告書を提出する個人又は法人が、次の表の対象地区等に、一定の要件に該当する設備（施設）を取得等又は新増設した場合に適用を受けることができます。

対象地区等（根拠法律）	適用要件		課税免除等の内容(※1)	
	対象業種（施設）	対象設備（施設）の取得価額(※2)等	事業税(※3)	不動産取得税
過疎地域産業振興促進区域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）	製造業、旅館業、情報ｻｰﾋﾞｽ業、有線放送業、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ付随ｻｰﾋﾞｽ業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業(※4)	500万円以上(※5)(※6)	課税免除（3年間）	課税免除
	畜産業、水産業（個人に限る。）	自家労力日数1/3超～1/2以下	課税免除（5年間）	
離島振興対策実施地域（離島振興法）	製造業、旅館業、情報ｻｰﾋﾞｽ業、有線放送業、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ付随ｻｰﾋﾞｽ業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業(※4)	500万円以上(※5)(※6)	課税免除（3年間）	課税免除
	薪炭製造業（個人に限る。）	自家労力日数1/3超～1/2以下	課税免除（5年間）	
促進区域（地域未来投資促進法）	製造業及び卸売業のうち農林漁業関連業種(※4)	5,000万円超		課税免除
	上記以外のすべての業種(※4)	1億円超		
認定半島産業振興促進計画区域（半島振興法）	製造業、旅館業、有線放送業、ｿﾌﾄｳｪｱ業、情報処理・提供ｻｰﾋﾞｽ業、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ付随ｻｰﾋﾞｽ業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業(※4)	500万円以上(※5)(※7)	不均一課税（3年間）	不均一課税
原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法）	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	2,700万円超雇用増15人超（製造業を除く。）	不均一課税（3年間）	不均一課税
特定地方活力向上地域（地域再生法）	事務所（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門）、研究所、研修所(※4)(※8)	3,800万円以上（中小企業者は、1,900万円）	【移転型事業】不均一課税（3年間）	【移転型事業】課税免除【拡充型事業】不均一課税

※1　大規模償却資産に対して課税する「道固定資産税」についても課税免除等の適用があります。
※2　取得価額には、土地の取得価額を含みません（促進区域を除く）。
※3　外形標準課税適用の法人の事業税については、所得割のみ課税免除等の対象となります。
※4　法律の規定により策定する計画に定められた業種（施設）に限ります。
※5　租税特別措置法第12条又は第45条に規定する特別償却の適用を受けることができる設備（施設）である必要があります。
※6　製造業・旅館業の場合は、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円、1億円を超える法人は2,000万円となります。
※7　製造業・旅館業の場合は、資本金の額等が1,000万円を超え5,000万円以下の法人は1,000万円、5,000万円を超える法人は2,000万円となります。
※8　事務所等の新設に併せて整備される従業員の児童に係る保育所等についても、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除等の対象となります。

ガイドライン様式

（1）	北海道 GX 推進税制に関する誓約書
（2）	関係法令チェックリスト
（3）	登記事項変更届

北海道ＧＸ推進税制に関する誓約書

年　　月　　日

北海道知事　様

〈申請者〉
所在地
名　称
代表者氏名

申請者は、本事業の実施にあたり、次の事項について誓約します。

１　道税の滞納をしていないこと
２　北海道公害防止条例（昭和 46 年北海道条例第 38 号)、北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例施行規則別表第３に掲げる法律及び環境関連法令（別添「関係法令チェックリスト」に掲げる法令をいう。）の規定（ガイドライン等を含む。）を遵守すること
３　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、特定事業計画の認定を取り消しされても異存ありません。

上記２の誓約内容を確認するため、別紙チェックリストを提出するとともに、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

関係法令チェックリスト

	関係法令・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
2	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地譲渡届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
3	重要土地等調査法に基づく特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
4	都市計画法に基づく開発許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
5	河川法に基づく河川区域内における土地の占用・行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
6	港湾法に基づく港湾区域内又は港湾隣接地域内における港湾区域内水域等の占用・行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
7	海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
8	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
9	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
10	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
11	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
12	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行地区域内における建築行為等の許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
13	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特別警戒区域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
14	特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域内における行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:

	関係法令・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
15	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
16	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
17	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続き	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
18	農地法に基づく農地転用許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
19	森林法に基づく林地開発許可、保安林指定解除手続き、伐採及び伐採後の造林届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
20	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
21	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
22	自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区等内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
23	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
24	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
25	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
26	環境影響評価法に基づく環境影響評価手続き	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
27	電波法に基づく伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:
28	ガス事業法に基づく事業の開始等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日: 機関・部署名: 担当者名: 連絡先:

	関係法令・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
29	高圧ガス保安法に基づく高圧ガス貯蔵所設置届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
30	消防法に基づく申請等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
31	航空法に基づく空港周辺における建物等設置の制限、昼間障害標識設置物件の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
32	道路交通法に基づく道路使用許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
33	道路法に基づく連系線の道路への架設、道路の占用許可・特殊車両通行許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
34	土地改良法に基づく土地改良財産の他目的への使用、収益等の承認手続	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
35	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく占用公募制度による事業者選定手続等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
36	漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく漁港の区域内の水域等における占用等の許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
37	建築基準法に基づく建築確認	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
38	騒音規制法に基づく特定施設の設置に係る届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
39	振動規制法に基づく特定施設の設置に係る届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
40	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業等に係る許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
41	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
42	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：

	関係法令・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
43	水産資源保護法に基づく保護水面の区域内の工事許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
44	温泉法に基づく土地の掘削及び温泉の採取等の許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
45	電気事業法に基づく各種許可及び届出等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
46	工場立地法に基づく特定工場の新設等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
47	悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の発生規制	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
48	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置等の届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：

	関係条例・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
1	北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく管理地区内の行為許可、監視地区における届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
2	北海道公害防止条例に基づく施設等の設置届出、規制基準の遵守	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
3	北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
4	北海道立自然公園条例に基づく特別地域内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
5	北海道屋外広告物条例に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
6	北海道文化財保護条例に基づく道指定有形文化財の現状変更等の許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
7	北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域内の土地売買等届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：

	関係条例・項目	該当	手続状況 （有の場合）	確認・手続先
8	北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る手続き	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
9	北海道地球温暖化防止対策条例に基づく再生可能エネルギー計画書の作成等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
10	北海道漁港管理条例に基づく漁港の区域内の行為許可等	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：
11	北海道沿岸水域の工事取締条例に基づく沿岸水域における工事許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 （　年　月予定）	確認日： 機関・部署名： 担当者名： 連絡先：

※掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、遵守すべき法令及び関係手続についての最終的な確認を行ってください。

※手続状況を証する書面の提出を求める場合があります。

登記事項変更届

年　　月　　日

北海道知事　　様

〈届出者〉
住　所
氏　名

次のとおり登記事項（名称、住所又は代表者）を変更したので、届け出ます。

記

1　認定特定事業計画について
（1）住所

（2）氏名

（3）認定年月日
　　年（　年）　月　日
（4）認定通知文書番号
　　ＧＸ第　号

2　変更の内容

	新	旧
名　称		
住　所		
代表者		

3　添付資料
　履歴事項全部証明書（写し）